

保険料減免申請のてびき

保険料の減免

災害、収容、失業・事業の休廃止等により収入が著しく減少し、国民健康保険料の支払いが困難な場合など、特別な事情のある世帯に対して、現在の状況をもとに審査し、国民健康保険料を減免する制度です。

申請について

申請については、一度お電話していただき、ご事情等をお聞かせください。その上で申請していただく場合、添付書類が申請理由によって異なります。添付書類をご確認いただき、申請書と同封の上、ご送付ください。

※ 所得（収入）減少での減免を申請される場合は、保険料決定後より受付となります。

制度内容

平成30年度より大阪府の府内統一基準での減免制度が設けられております。

<府内統一基準>

減免理由	減免基準と減免割合（概略例）
①火災等により家屋に損害を受けたとき	損害の程度により保険料の5割～全額免除
②被保険者が収容されたとき	収容中の対象者の保険料全額免除
③後期高齢者医療の旧被扶養者に該当するとき	所得割額の全額、均等割額・平等割額の5割免除
④病気、負傷、失業、事業の休廃止等により所得が著しく減少したとき	前年からの所得の減少率に応じて所得割額の3～10割免除

※ ④の減免理由の場合は、所得割がかからない世帯は対象になりません。

※ ④の所得の減少率は、減少事由発生後と前年中（1～3月は前々年中）の一月当たりの所得を比較し算出されます。

※ 申請時点で納付済の当該年度保険料については、原則として減免の対象にはなりません。

※ 非課税所得及び一時所得（不動産売買・株取引等）での所得減少については対象外となります。

添付書類一覧

減免理由	必要書類
①火災等による家屋の損害	り災証明書
②被保険者の収容	収容証明書
③旧被扶養者	資格喪失証明書
④所得減少	所得減少事由確認書類（離職票、廃業届等）・減少した所得の証明

※減免申請書と本人確認書類（世帯主の保険証等）の写しも添付してください。

④の「減少した所得の証明」は、国保加入者全員（擬制世帯主を含まない）について、所得減少後の状況がわかるものが必要です。

以下に所得減少後の状況がわかるものについての一例を記載いたします。

- ① 自営業の方：帳簿、見込で作成した青色申告決算書、収支内訳書、必要経費領収書
- ② 給与所得の方：給与明細書、源泉徴収票、給与支払証明書
- ③ 年金所得の方：年金振込通知書、年金額改定通知書

※「り災証明書」は、火災のときは消防署、風水害のときは防災危機管理課へご相談ください。

※「収容証明書」は、服役等をされているところにご相談ください。

不足書類

減免申請受付時に書類審査を行います。不足書類がある場合は、指定する期日までに提出してください。期限までに提出されない場合は、審査が出来ず書類不備により『不承認』となり、減免が受けられなくなる場合があります。

※ 不足書類をやむを得ず提出できない場合は、ご相談ください。

審査・決定

申請内容が減免基準に該当するかどうか審査のうえ、『承認』の場合には保険料更正決定通知書を、『不承認』の場合は不承認通知書を審査の翌月に通知します。

適用期間

減免は、申請した月以後のその年度（翌年3月分まで）の保険料を対象とします。申請月の前月以前に遡っての減免はできません。（災害、収容を除く）

減免の取消し

資力の回復、その他の事情の変化により減免を行うことが適当でないとき、あるいは偽りその他不正な行為により減免を受けたと認められるときは、減免の決定を取り消し減免した額を直ちに徴収します。

摂津市 保健福祉部 国保年金課

電話 06（6383）1555（直 通）

06（6383）1111（大代表）

072（638）0007（代 表）